

1. 製品及び会社概要

- 1.1 製品名**
松風ホアレジソ 液
- 1.2 会社名**
株式会社 松風
- 1.3 住所**
京都市東山区福稲上高松町 1 1
- 1.4 担当部門**
技術部品質保証課
- 1.5 担当者**
品質保証課長
- 1.6 電話番号**
075-561-1112
- 1.7 FAX 番号**
075-561-2272

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

引火性液体 区分 2

人健康有害性

急性毒性（吸入：蒸気） 区分 4

急性毒性（吸入：粉じん、ミスト） 区分 4

皮膚腐食性/刺激性 区分 2

眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 区分 2A

呼吸器感作性 区分 1

皮膚感作性 区分 1

生殖毒性 区分 2

特定標的臓器毒性（単回暴露） 区分 3（麻酔作用、気道刺激性）

特定標的臓器毒性（反復暴露） 区分 1（中枢神経系、呼吸器）

環境有害性

水性環境有害性（急性） 区分 3

記載のないものは分類対象外又は分類できない。

GHS ラベル要素



注意喚起語

危険

危険有害情報

引火性の高い液体及び蒸気

皮膚刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

強い眼刺激

吸入すると有害

注意書き

吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
 呼吸器への刺激のおそれ
 眠気又はめまいのおそれ
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
 長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害（中枢神経系、呼吸器）
 水生生物に有害

[安全対策]

使用前に添付文書入手すること。
 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 粉じん／ミスト／蒸気の吸入を避けること。
 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 環境への放出を避けること。
 容器を密閉しておくこと。
 取扱い後は手をよく洗うこと。

[応急措置]

眼に入った場合、直ちに流水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して洗浄を続ける。
 眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。
 皮膚についた場合：多量の水と石鹼で洗うこと。
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。
 気分の悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。

[保管]

密閉して、火気を避けた屋内冷暗所に保管すること。

[廃棄]

内容を明確にして公認の産業廃棄物処理業者に委託するか、もしくは地方公共団体の規則に従うこと。

国・地域情報

国内法は第 15 章「適用法令」を参照のこと。

3. 組成及び成分情報

3.1 単一製品・混合物の区別

混合物

3.2 成分及び含有量

メチルメタクリレート > 80 %

2-ヒドロキシエチルメタクリレート

その他

3.3 官報公示整理番号（化審法） 2-1036、2-1044

3.4 CAS No. 80-62-6、868-77-9

4. 応急措置**4.1 眼に入った場合**

直ちに流水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して洗浄を続ける。直ちに眼科医の診察を受けること。

4.2 皮膚に付着した場合

多量の水と石鹼で洗浄すること。刺激が生じた場合は、医師の診察を受けること。

4.3 吸入した場合

新鮮な空気のところまで体を毛布等で保温して安静にし、必要に応じて医師の診察を受けること。

4.4 飲み込んだ場合

清浄な水で口の中を洗浄する。気分が悪い場合は医師の診察を受けること。

5. 火災時の措置**5.1 消火剤**

粉末消火剤、炭酸ガス消火剤、耐アルコール泡消火剤、乾燥砂

5.2 特定の消火方法

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。消火作業は適切な消火剤等を用いて風上から行う。

5.3 消火を行う者の保護（保護具等）

必要に応じて呼吸保護具を着用すること。

6. 漏出時の措置**6.1 人体に対する注意事項**

関係者以外の立ち入りを禁止する。適切な保護具を着用する。

6.2 環境に対する注意事項

河川、水路や下水に流れ込まないように注意すること。

6.3 除去方法

おがくず、ウェス、砂等に吸収させて密閉できる空容器に回収する。

6.4 二次災害の防止

着火源を取り除くと共に換気を行う。

7. 取り扱い及び保管上の注意**7.1 取り扱い**

皮膚、目との接触、蒸気の吸入等を避けるために、適切な保護眼鏡等の保護具を使用すること。引火性があるため、火気厳禁で取り扱うこと。室内で取り扱う場合は、局所排気装置等で換気を充分行うこと。高温物、スパーク、火気、強酸化剤との接触を避けること。

7.2 保管

密閉して、火気を避けた屋内冷暗所に保管すること。

8. 暴露防止及び保護措置**8.1 設備対策**

局所排気装置、安全シャワー、手洗い・洗顔設備、洗眼器等

8.2 環境濃度

設定されていない。

8.3 許容濃度

メチルメタクリレート

ACGIH (2011 年版)

TLV-TWA 50 ppm

TLV-STEL 100 ppm

日本産業衛生学会 (2013 年版)

2 ppm, 8.3 mg/m³

8.4 保護具

保護マスク、保護手袋、保護眼鏡

9. 物理的及び化学的性質

9.1 外観等	無色透明液体
9.2 臭い	芳香臭あり
9.3 pH	データなし
9.4 融点・凝固点	データなし
9.5 沸点、初留点および沸騰範囲	データなし
9.6 引火点	11.8 °C
9.7 燃焼または爆発範囲の上限・下限	データなし
9.8 蒸気圧	データなし
9.9 比重又は嵩比重	0.94
9.10 溶解度	不溶
9.11 η-オクタノール/水分配係数	データなし
9.12 自然発火温度	データなし
9.13 分解温度	データなし

10. 安定性及び反応性

10.1 安定性

通常条件では安定。

10.2 反応性

加温、加熱、光、重合触媒、強酸化剤により重合し、火災や爆発の危険をもたらす。
酸化剤、過酸化物、強酸、強塩基と反応する。

11. 有害情報

11.1 急性毒性

吸入すると有害

メチルメタクリレート；

経口 ラット LD50 7900 mg/kg

経皮 ウサギ LD50 > 5000 mg/kg

吸入 ラット LC50 7093 ppm (4H) (蒸気)

2-ヒドロキシエチルメタクリレート：

経口 ラット LD50 > 4000 mg/kg

経皮 ラビットLD50 > 3000 mg/kg

11.2 皮膚腐食性・刺激性

皮膚刺激

11.3 眼に対する重篤な損傷・刺激性

強い眼刺激

11.4 呼吸器感作性または皮膚感作性

吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

11.5 生殖細胞変異原性

メチルメタクリレート；

呼吸器感作性

日本産業衛生学会の「気道感作性物質第2群」に指定されている。

皮膚感作性

日本産業衛生学会の「皮膚感作性物質第2群」に指定されている。

11.6 発がん性

2-ヒドロキシエチルメタクリレート；

アレルギー性接触皮膚炎の発症例が報告されている。

11.7 生殖毒性

データなし

11.8 特定標的臓器毒性（単回暴露）

データなし

生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

11.9 特性標的臓器毒性（反復暴露）

呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害
（中枢神経系、呼吸器）

11.10 吸引性呼吸器有害性

データなし

12. 環境影響性

12.1 生態毒性

メチルメタクリレート： 甲殻類 オオミジンコ EC50/48hr 69 mg/L

12.2 残留性・分解性

メチルメタクリレート： 分解性が良好と判断される物質。
BOD 分解度 94.3 %

12.3 生体蓄積性

メチルメタクリレート： 生物蓄積性が低いと推定される。
log Kow = 1.38

13. 廃棄上の注意

産業廃棄物として処理に関する法律、規則、条令に則り廃棄する。廃棄する場合は、内容を明確にして産業廃棄物処理業者に委託する。

14. 輸送上の注意

14.1 注意事項

火気厳禁で取り扱うこと。

14.2 国連番号・国連分類

番号： 1247

クラス： 3

包装等級： II

適切な積荷名称： Methyl methacrylate monomer, stabilized

15. 適用法令

15.1 消防法

危険物第4類第1石油類非水溶性

15.2 労働安全衛生法

メチルメタクリレート

名称等を表示すべき有害物（法第 57 条、施行令第 18 条）

名称等を通知すべき有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9）（政令番号 第 557 号）

15.3 化学物質管理促進法

メチルメタクリレート

第 1 種指定化学物質（法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1）（政令番号：420）

15.4 労働基準法

メチルメタクリレート、2-ヒドロキシエチルメタクリレート

疾病化学物質、感作性物質（法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号）

厚生労働省労働基準局長通達、基発第 182 号

16. その他の情報

本記載内容は、現時点で弊社が入手した資料・情報・データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により改定されることがあります。

また、注意事項は通常取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

*）本製品は、歯科用として設計しておりますので、他の用途のご利用の場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、性能についても事前にご確認の上でご利用ください。